

## 入札結果表

- 1 入札件名 タブレット端末（中学校分）  
 2 工事等場所 筑後市本庁舎  
 3 工事等種別 パソコン・プリンター  
 4 工事等概要
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 5年 7月31日  
 6 入札年月日 令和 5年 6月 1日  
 7 予定価格 4,356,000円 （入札書比較価格 3,960,000円）  
 8 落札者名 (株)麻生情報システム 飯塚事業所  
 9 落札金額 3,157,000円  
 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

11 入札結果（入札経過） 小・中統一仕様による入札。それぞれの予定価格の範囲内かつ合計額が最低価格提示業者を落札者とする。

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 (株)麻生情報システム 飯塚事業所	2,870,000			落札
2 (株)内田洋行 九州支店	2,988,000			
3 (株)ウチダシステムズ 九州支社	3,240,000			
4 日興通信(株) 九州支社	3,241,480			
5 (株)大塚商会 九州支店	3,960,000			
6 (株)佐賀電算センター 福岡支社				辞退
7 西部電気工業(株)				辞退
8 行政システム九州(株)福岡支店				辞退
9 西日本電信電話(株)九州支店				辞退
10 富士フイルムシステムサービス(株)公共事業本部 西日本支店				辞退
11 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州				辞退
12 (株)オーイーシー 福岡支社				辞退
13 日本電気(株)九州支社				辞退
14 情報機器エンジニアリング(株)				辞退
15 (株)九州日立システムズ				辞退
16 ICTコンストラクション(株)				辞退

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。  
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。  
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。  
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。  
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

## 入札結果表

- 1 入札件名 タブレット端末（中学校分）  
 2 工事等場所 筑後市本庁舎  
 3 工事等種別 パソコン・プリンター  
 4 工事等概要
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 5年 7月31日  
 6 入札年月日 令和 5年 6月 1日  
 7 予定価格 4,356,000円 （入札書比較価格 3,960,000円）  
 8 落札者名 (株)麻生情報システム 飯塚事業所  
 9 落札金額 3,157,000円  
 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

11 入札結果（入札経過） 小・中統一仕様による入札。それぞれの予定価格の範囲内かつ合計額が最低価格提示業者を落札者とする。

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 ミツイワ（株）営業本部 九州営業部				辞退
18 (株)アイネス 九州支社				辞退
19 都築テクノサービス（株）福岡オフィス				辞退
20 (株)シンク				辞退
21 (株)BCC				辞退
22 富士通Japan（株）九州北部公共ビジネス部				辞退
23 (株)有明ねっとこむ				辞退
24 (株)日立ソリューションズ西日本 営業本部				辞退
25 (株)九州テン システムソリューション事業本部				辞退
26 富士電機ITソリューション（株）福岡支店				辞退
27 ー以下余白ー				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。  
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。  
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。  
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。  
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。